

# 化学物質・汚染物質専門調査会幹事会

## 第3回議事録

1. 日時 平成20年5月13日(火) 10:00～10:54

2. 場所 食品安全委員会大会議室

### 3. 議事

(1) 食品中の鉛に関する食品健康影響評価(「自ら評価」)の審議体制について

(2) 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について

(3) 水道水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について

①1,1-ジクロロエチレン

②1,2-ジクロロエチレン

### 4. 出席者

(専門委員)

佐藤座長、圓藤専門委員、立松専門委員、千葉専門委員、遠山専門委員

長谷川専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、北條評価課長、猿田評価調整官、関谷評価課長補佐

平原評価専門官

### 5. 配布資料

資料1-1 食品中の鉛の「自ら評価」について

資料1-2 「食品に関するリスクコミュニケーション—食品の鉛について考える—」  
の概要

資料1-3 鉛ワーキンググループ設置(案)

資料1-4 鉛ワーキンググループ名簿(案)

資料2-1 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について(案)

資料2-2 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について(概要版)(案)

資料3-1 厚生労働省からの1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンの諮問  
文書関係

資料 3-2 1,1-ジクロロエチレン評価書（案）

資料 3-3 1,2-ジクロロエチレン評価書（案）

## 6. 議事内容

○佐藤座長 それでは、時間になりましたので、ただいまより「食品安全委員会 化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（第3回）」を開催いたします。

本日は、幹事会のメンバー、専門委員 6 名全員が御出席となっております。どうもお忙しい中、御出席ありがとうございました。

また、食品安全委員会からは見上委員長、小泉委員、長尾委員、廣瀬委員に御出席いただいております。ただいま本間委員もおいでになりました。

あと、議事に入る前に、事務局より連絡があるということですが、今日は、実は 11 時からヒ素関係の勉強会が予定されておまして、通常議事は 2 時間ですけれども、今日はちょっと短めで、11 時 5 分か 10 分前に終わりたいと思います。スムーズな進行を心がけたいと思っておりますので、よろしく御協力ください。

それでは、事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

○平原評価専門官 4 月 1 日付けで人事異動によりまして、事務局長が齊藤から栗本に代わりました。栗本は、今来ておりませんので、後ほどまた御紹介させていただきます。

あと、課長補佐が増田から関谷に代わりましたので、よろしく申し上げます。

○関谷評価課長補佐 関谷と申します。よろしくをお願いいたします。

○佐藤座長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事は議事次第にありますように「(1) 食品中の鉛に関する食品健康影響評価（『自ら評価』）の審議体制について」。

「(2) 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」。

「(3) 水道水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について ①1,1-ジクロロエチレン ②1,2-ジクロロエチレン」となっております。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○平原評価専門官 それでは、配付資料の確認を行います。配付資料を御覧ください。

まず、議事次第、座席表、委員名簿。

資料 1-1 「食品中の鉛の『自ら評価』について」。

資料 1-2 『食品に関するリスクコミュニケーションー食品中の鉛について考えるー』の概要」。

資料 1-3 「鉛ワーキンググループ設置（案）」です。

資料 1-4 「鉛ワーキンググループ名簿（案）」です。

資料 2-1 「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について（案）」。その後に、資料 2-2 として、これの概要版が付けてあります。

資料 3-1 「厚生労働省からの 1,1-ジクロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンの諮問文書関係」。

資料 3-2 「1,1-ジクロロエチレン評価書（案）」。

資料 3-3 「1,2-ジクロロエチレン評価書（案）」となっております。

以上です。

○佐藤座長 資料の確認は、よろしゅうございますか。

それでは、早速議事を進行していきたいと思えます。

議事の 1 の食品中の鉛に関する食品健康影響評価の審議体制についてです。

食品中の鉛の評価については、第 21 回と第 22 回の企画専門調査会での審議を経て、4 月 17 日に開催された食品安全委員会、第 234 回の会合において、自ら評価、すなわち特に諮問がなくても、自分たちでこの物質をやると決めて評価する案件として正式に決定されました。

この決定に際しては、3 月に東京と大阪の 2 か所で意見交換会、いわゆるリスコミを行い、自ら評価の実施に対して、おおむね肯定的な御意見が得られたと聞いております。

意見交換会での結果も含め、自ら評価として決定された背景について、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○平原評価専門官 では、資料 1-1 「食品中の鉛の『自ら評価』について」を御覧ください。

鉛が自ら評価として選ばれた背景については、ここに書いておりますように、まず、大きく 2 つの理由があります。

1 つは、国際的にリスク評価が行われ、鉛の摂取量が耐容摂取量を超えないように削減されることが提言されたということ。

これは、JECFA によって PTWI が設定されていることと、コーデックスで鉛の耐容摂取量を超えないようにということで、生産者、加工業者、流通業者、消費者などがどのように努力すべきかという行動規範が示されております。

もう一つ、皆さん御存じのとおり、昨年 5 月、中国製の電磁調理器対応の土鍋から鉛が検出されまして、厚生労働省では、輸入者に自主検査を指導しております。

現在、欧米に比べて緩い陶磁器等の鉛の規格を改正する作業が厚労省で進められておりまして、この規格の改正に当たり、今後、鉛のリスク評価が諮問されることが予想されるということが 1 点あります。

もう一つは、清涼飲料水中の鉛の規格基準の改正に係る諮問を既に受けているという背景があります。

このように、今後、リスク管理機関では、清涼飲料水、器具・容器など、個々の規格基準を改正することになっていくと思えますが、リスク評価を行う上においては、特に鉛は環境中に広く分布する物質でありまして、日常生活において、食品全般から幅広く暴露されていると考えられますので、個別の規格基準の改正等を行うに当たりまして、食品全体を対象とした鉛のリスク評価を行う必要があると考えまして、食品安全委員会では自ら評価を行うことにしました。

この自ら評価を行うに先立ち、今、座長からありましたようにリスコミュニケーションを行いました。

その内容については次の資料1-2ですけれども、ここに詳細に書いています。ポイントをお話しさせていただきます。

1 ページ目の真ん中から上、「1 目的」のところの下の段落のところですが、「これらを受け、今後、食品安全委員会において、自らの判断により食品中の鉛のリスク評価を実施する必要性を含め、鉛に関する基礎的知識やリスク管理の状況等について、関係者相互における情報及び意見の交換を行う機会を設けることとした」ということで行いました。

その概要につきましては、一番下の行ですが、次のページにかけまして、まず、事務局から「自ら評価」の案件とした経緯を説明して、その後、堀口先生と千葉先生から鉛に関する科学的な知見について講演をいただきました。続いて厚労省から鉛に関する規格基準の改正の動きについての説明が行われた後、会場と意見交換が行われました。

意見交換会では、評価の際に特に留意してほしいという意見が幾つかありました。これにつきましては、別紙2と書いているページです。この辺りに詳しく書いていますけれども、代表的というか、少し紹介させていただきます。

「評価を行うにあたり、考慮してほしい点に関して」の13番のところ、調理器具等の表面の劣化に伴って溶出する鉛についても考慮してほしいという意見や、15番のところですが、年齢やハイリスクグループ等も注意して評価を進めてほしいという意見がありました。

あと、食品のみでなく、大気や水など、他の環境からの摂取といったものも念頭に置いてほしいといった意見もいただいております。詳細は後にこの資料を御覧ください。

このように、いろんな御意見をいただきましたが、「自ら評価」を実施するという点に関しては、先ほど座長からありましたように、おおむね肯定的に受け止められたとの反応が得られております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。ただいま説明にありましたように、鉛については、清涼飲料水あるいは器具・容器包装の規格基準の改正などが予想されているわけですが、それに先立ち食品全体を対象とした「自ら評価」が行われるものです。

4月11日の食品安全委員会において、委員長から化学物質・汚染物質専門調査会で審議を進めるとともに、器具・容器包装も含めて幅広い検討が必要であるという御指示をいただいております。

そこで、鉛の耐容摂取量の設定を行うための審議体制について御相談申し上げたいと思うんですが、化学物質・汚染物質専門調査会に鉛のワーキンググループを設置してはいかがかと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、幅広い審議を行うという意味で、このワーキンググループには、器具・容器包装専門調査会の専門委員、それから外部から鉛の専門家を加えて審議するというのを考えております。

この審議体制について、事務局から具体的な案の説明をお願いいたします。

○平原評価専門官 それでは、資料1-3、カラーである分ですけれども「鉛ワーキンググループ設置（案）」を御覧ください。

鉛のワーキンググループですが、一番下に赤で囲っているところで、化学物質・汚染物質専門調査会の中に設置するということとし、メンバー構成は、化学物質部会、汚染物質部会、清涼飲料水部会からの専門委員と器具・容器包装の専門調査会の専門委員、それと外部の鉛の専門家を専門参考人として招致することを考えております。

この鉛のワーキンググループ、赤のところの審議は、鉛の耐容摂取量を求めるということとし、その内容は幹事会で報告した後、器具・容器包装の専門調査会にも報告して、最終的には化学物質・汚染物質専門調査会から委員会に報告するということを考えています。

自ら評価の結果から得られた耐容摂取量からそれぞれ水色で書いている清涼飲料水は、清涼飲料水部会で、器具・容器包装は、緑色の器具・容器包装専門調査会でそれぞれ審議を行って委員会に報告するというようなことを考えております。

○佐藤座長 ありがとうございます。今までとはちょっと違った審議体制になるわけなんですけれども、いかがでしょうか。何か御意見はございますか。もし、御意見がなければ、この案のとおりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、鉛のワーキンググループですが、資料1-4「鉛ワーキンググループ名簿（案）」を御覧いただきたいと思っております。

私の方で専門的に研究している先生方を中心に挙げさせていただきました。各部会の専門委員会あるいは器具・容器包装専門調査会からは、7名の専門委員で、ここに先ほどのリスクでも御登場いただいていた千葉百子先生にも入っていただいておりますし、汚染物質の方からもかなりの委員が入っております。

それから、器具・容器包装専門調査会の方から河村先生、それから寺本先生、それから山添先生にも入っていただいているということになります。

それから、専門参考人、これは審議の内容によって来ていただいて議論に参加いただくということになるかと思っておりますけれども、最近、食品安全委員会の鉛のレビューを担当していただいた池田正之先生、たしか3月に勉強会で御発表いただきました。

加治正行先生は、静岡市の参与になっておりますけれども、直前まで静岡の子ども病院におられて、小児の鉛暴露の研究をなさっております。

堀口先生は、申し上げる必要もないくらい有名な鉛の研究者でございます。

秋田大学の村田教授は、鉛の労働衛生の方で特に鉛をやっておられたんですけども、メチル水銀のときにも、子どもの暴露で御講演いただいたりしております。

東京大学の吉永准教授は、鉛の小児の暴露の研究を最近なさっているということで、専門参考人としてお招きしたいと思っております。

このメンバーについて、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このメンバーで構成される鉛ワーキンググループで議論を行っていきたいと思っております。それで、適当な時期にこの幹事会あるいは各部会に御報告があると考えております。

それでは、続きまして、次の議題、食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保に入りたいと思っております。

カドミウムの評価書（案）は、資料 2-1 ということで用意しておりますけれども、本年 1 月 16 日に開催された前回の幹事会において、基本的には了承されました。

その後、専門委員に最終的に確認いただいて、若干の修正意見が出たわけですが、それは座長が調整するということになっておりました。

そこで、いただいた意見については、汚染物質部会の専門委員会の了解を得た上で、座長の判断により、前回の幹事会から大幅に異なる内容で修正するというので、今回は、本当の最終案ということで示させていただきたいと思っております。

この最終案は汚染物質部会の専門委員の方々にも最終確認をいただいており、それについて、前回幹事会後からの修正のポイントについて、事務局から報告させていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○平原評価専門官 それでは、主な修正のポイントについて説明します。

資料 2-1 のカドミウムの評価書案を御覧ください。修正した部分、灰色の網かけで示しております。

まず、6 ページの要約のところですが、一番上の 4 行目～10 行目のところ、ここにつきましては、前回の幹事会で御指摘がありまして、要約にカドミウムの物理化学的な性質や、自然界中での分布、暴露等の導入のところを記述したらどうかということで、今回、追加しております。

次に 25 ページ、下の 33 行目からです。

ここでは、近位尿細管機能障害の診断基準について述べておりますが、次のページの表 10 にも診断基準が書かれておりますので、表 10 の記載も活用して、本文の説明を前回に比べて簡潔にまとめしております。

27 ページの 31 行目～37 行目ですが、兵庫県生野の鉱山での疫学調査を記載しておりまして、尿中の  $\beta$  2-MG 濃度についての知見を示しております。後ろに  $\beta$  2-MG 濃度が 1 万  $\mu$  g/ml 以上の高濃度であるものは汚染地域で 7.1%、非汚染地域で 0.65%であったという文献を追加してございます。

30 ページ、26 行目～29 行目にかけてですが、ここにも、兵庫県の生野の鉱山の汚染地域における疫学調査を載せておりまして、骨レントゲン像で、骨軟化症と考えられるものは存在しなかったという内容を追加記載しております。

次に 33 ページの 42 行目、発がんに関する記述のところですが、前回の幹事会での指摘に基づきまして、一番下の行ですけれども、今回のリスク評価の対象としている一般環境におけるカドミウムの長期低濃度暴露では、明らかに発がん性があるとの結論を導き出すことが難しいというような書き方に変更しております。

続きまして、47 ページ、8 行目からですが、Nogawa らの論文の記述のところですが。ここは原著の記述をより忠実に記載するというので、「対照群と同程度の  $\beta$  2-MG 尿症の有病率となる総カドミウム摂取量、男女とも約 2.0g と算定し」という表現に変更し、次に  $\beta$  2-MG 尿症の増加を抑えるためには、カドミウムの累積摂取量がこの値を超えないようにすべきことが合理的であるという記述を追加しております。

続きまして、11 行目、耐容週間摂取量の設定に用いた 14.4  $\mu$  g/kg 体重/週の算出根拠を明確にす

るということで、今回、ここに書いておりますように、更に総カドミウム摂取量 2.0g から摂取期間 50 年として 1 日当たり 110  $\mu$ g を算出し、その値が他の研究の閾値ないしは摂取限界量に近いことを述べています。

ちなみに、この 110  $\mu$ g を基に体重当たりの週間摂取量を計算すると、14.4  $\mu$ g/kg 体重/週は「110  $\mu$ g  $\div$  53.3kg  $\times$  7 日」となるというように、14.4  $\mu$ g/kg 体重/週の算出根拠について詳細に記載することにしてあります。

同じページの 31 行目ですが、ここは Horiguchi らの論文の中で、原著の考察を引用して、非汚染地域の対照群と比較して汚染地域の被験者に過剰な近位尿細管機能障害が見られなかったという記述に変更しております。

続きまして、49 ページ、20 行目の「耐容摂取量の設定」という項の最後に、前回まではカドミウムの週間摂取量の推定を一覧にした表の 14 というのを付けておりました。今回、これを削除することとしました。

その理由は 2 つありまして、前回に付けていた表の中では、カドミウムの週間摂取量は、理論モデルを用いて算出したものを記載しておりましたが、理論モデルの計算式の中にある吸収率や排泄率は、腎機能の程度や年齢、性別、個人差等によって異なることから、その理論モデルを用いて算出された値は、信頼性に乏しいということで、その値を記載することは、誤解を招くのではないかとということで、今回、表 14 を削除しました。

もう一つは、この議論の展開としまして、Nogawa と Horiguchi らの 2 つの論文に絞って論理展開をしてきたときに、表 14 をここに挿入することによって、論理展開が拡散してしまい、かえってわかりにくくなってしまわないかという、この 2 つの理由から表 14 を削除するということにしました。

以上が修正のポイントで、この修正に従いまして、資料 2-2 の概要版についても同様に修正を行っております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。今回の修正点については、前回の幹事会で決定いただいた評価の方向性あるいは最終結果が変わるような内容ではないと考えております。

最後に御説明いただいた表を削るところなんですけれども、これは私が申し上げたことなんですけど、読み直してみると、そこでいろんなデータを出してしまうと、論理が広がってしまうんです。せっかくいろいろ評価を行って 2 つの論文に基づいて決めようというところで、また、議論が広がってしまうのはまずいだろうということで、せっかく準備をいただいたんですけども、表の 14 を削った方が、議論が集約するだろうということで削除することにしました。これは多分一番大きな変更だろうと思いますが、こういうふうにさせていただいた次第です。

このことから、できれば、今回の評価書を最終案として、親委員会の方に報告したいということなんですけれども、いかがでしょうか。

遠山先生、どうぞ。

○遠山専門委員 基本的には、非常によくまとめていただいているんですけど、要約の今の修正部分、

4行目から10行目の、特に9行目、10行目のところなのですが「これまでの知見から、カドミウムの長期低濃度曝露における健康影響は、腎臓での近位尿細管機能障害がもっとも重要であり、かつその因果関係が証明されている」とありますが、その「もっとも重要であり」の「重要」というのが、ちょっと前の「イタイイタイ病の発生を契機に」というところから読んでくると、若干違和感があるので、例えば可能ならば、カドミウムの長期低濃度曝露における健康影響は、腎臓での近位尿細管機能障害がもっとも低い体内濃度で生じることとか、もっとも鋭敏な指標であるというニュアンスで書いていただいた方が、素直にそのままつながるのではないかと思います。

○佐藤座長 ただいま遠山先生からそういう御意見がありましたけれども、いかがですか。要するに近位尿細管障害が最初に表われる、あるいは鋭敏であると、重要ということだとあいまいだからという御意見なんだと思うんですけれども、重要というのはそういうことも含んで多分重要視しているということなんでしょうけれどもね。

ほかの御意見はいかがですか。

長期低濃度曝露のところでは表われるんだから、低濃度の曝露でも表われるんだということはあるんだらうと思うんですけれども、それをもっと明らかにした方がいいという御意見なんでしょうね。どうぞ。

○遠山専門委員 もうおわかりいただいていると思いますが、つまりイタイイタイ病のような骨軟化症のような症状というものが、高濃度曝露なのか、低濃度曝露なのかということでも、そこは必ずしも線が引きにくいところもあるので、ですから、そういう意味で疾患の重篤度とか重症度という点で言うと、勿論、近位尿細管の機能障害ではなくて、骨への影響とか、骨軟化症であるとか、そういう方が重要なわけですが、その点も明確にするという意味で、かつ今回のリスク評価には、近位尿細管機能障害を指標として用いる意味があるということ強くはっきりさせるために、先ほど申し上げたように、ちょっと言葉を変えていただいた方がよろしいのではないかと提案です。

○佐藤座長 では、誤解を招かないように、最初に起こるとするか、低濃度で起こるとかというように表現に変えたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、文言は事務局と相談して、私の方で決めさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。ほかに何か御意見があれば、どうぞ。

特にございませんか。もしなければ、ただいま遠山先生から御指摘のあった部分について、一応、座長預かりで文言の修正をした上で、最終案とし、親委員会に報告するというふうにさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、こういう微修正があるわけですが、今後の予定について、事務局の方から御報告ください。

○平原評価専門官 今後、委員会に報告をした後、パブリックコメントを30日間行う予定にしており、その間にリスクコミュニケーションを行うこととしております。



○佐藤座長 どうぞ。

○圓藤専門委員 細かいところを気がついて、33 ページの4行目「きわめて重要な」の「きわめて」は要らないのではないかと、重要な判断基準となる、それで十分ではないかというのが1点。

それから21行目「もっとも最近の」というのは日本語としてはおかしいので「最近の」で十分だと思います。

以上です。

○佐藤座長 済みません。「もっとも最近」は見逃していましたけれども、今、2点御指摘いただいたところを修正したいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、先ほどのように、親委員会に報告するというので、また、事務局からお話がありましたように、パブコメとリスコミをやるということです。その準備をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、議事の3に入りたいと思うんですが、事務局長がおいでになっていますから、ちょっとここでごあいさつしていただけますか。

○平原評価専門官 事務局長が、齊藤から栗本に代わりました。

○栗本事務局長 済みません、最初なのに遅れてまいりまして、大変申し訳ありませんでした。

齊藤の後、4月1日付けで引き継ぎました栗本と申します。どうぞ、よろしくお願ひします。

○佐藤座長 それでは、続けて議事を続けたいと思っております。次は3番目の水道水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価と、1,1-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンについての審議を行いたいと思います。

まずは諮問があったわけですが、その内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○平原評価専門官 資料3-1を御覧ください。

1枚目は、厚生労働省からの水道法の水質基準に関する諮問文書が付いております。その内容につきましては、2ページ後の平成20年4月17日と書かれている水道課からの説明文書ですが、この2番の下線を引っ張っているところを御覧ください。

1,1-ジクロロエチレンにつきましては、既に清涼飲料水で評価が行われておりまして、この下線のところ、「平成19年3月15日に食品安全委員会から厚生労働大臣に対して清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,1-ジクロロエチレン)の結果として、耐容一日摂取量46 $\mu$ g/kg体重/日と設定する」ということを既に通知しております。

厚生労働省で、このTDIに基づいて、水道水質に係る評価値を試算したところ、0.1mg/Lになるとしております。

一方、近年、浄水中における1,1-ジクロロエチレンの検出につきましては、ここに書かれていますように、この評価値の10分の1、0.01mg/Lですが、それを超えて検出されることがないということです。

それで、2ページ後ろのところの、三角の絵が描いてある「水道水質基準等の体系」というのを御覧ください。

水道基準と水質管理目標と要検討項目というのがございまして、これはどういうものがその中に入るのかということの説明はありますが、水質基準につきましては、浄水からの評価値の10分の1を超えて検出されるものを選定するという条件があります。

ですから、先ほど話しました、現在、水質基準に分類されている、1,1-ジクロロエチレンについては、先ほどの基準値の10分の1からもっと少ない量しか最近は検出されていないということで、この水質基準からは外れてしまうということなので、水質基準からは廃止したいというのが、今回の厚生労働省からの諮問です。

ただ、廃止された後は、下の水質管理目標に分類されて、そこで引き続きしっかり管理はされていきますということでございます。

次に1,2-ジクロロエチレンですが、これも資料3-1の先ほどの次のページの下線のところですが、これも同じく清涼飲料水で既に評価が行われておりまして、平成19年3月15日に耐容一日摂取量、シスとトランスの含量として17g/kg体重/日と通知しております。

現行基準では、シス体とトランス体が別々に水道課の方で設定されていて、これを食品安全委員会の評価に基づいて、シスとトランスの含量で新たに水質基準を設定したいということで、今回、諮問が来ております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。今、事務局から説明があったように、この2物質については、清涼飲料水において評価が済んでおります。

ただ、答申してから1年以上の経過をしておりますので、毒性知見が新たなものがあるかどうかというようなことを清涼飲料水部会の方に確認いただいて、それでこの幹事会で確認した上で、もしこのままでよければ、そういうふうに答申したいと考えております。実際に清涼飲料水部会の千葉先生を中心に御検討いただいたんですが、そういうような審議の体制でよろしゅうございますか。また、もう一回最初からやり直すというのも大変なので、それでよろしければ、既に毒性知見について、御検討をお願いしている清涼飲料水部会の千葉座長から御報告をお願いしたいと思います。

○千葉専門委員 1,1-ジクロロエチレンと1,2-ジクロロエチレンについて、清涼飲料水の評価をWHO飲料水水質ガイドライン第3版、それからアメリカEPA、IARC、ATSDRなどに基づいて評価を行いました。

これらの物質については、厚生労働省の水質基準逐次改正検討会等においても、新たな毒性知見がないということが確認されました。

それで、清涼飲料水部会のメンバーにおいても、安全性が懸念される新たな知見が認められないことを事前に確認しております。

また、参考に浄水中の検出値を確認しましたところ、1,1-ジクロロエチレンについては設定する基準値の10分の1である0.01mg/Lを超えて検出する事例は報告されていませんでした。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。新たな毒性知見がなくて、清涼飲料水のTDIをそのまま使えるのではないかとということだったと思いますけれども、そういう前提で水道水の評価書を作成し

ていただいております。

この評価書案について、事務局の方からまた御説明ください。

○平原評価専門官 では、今の御報告に基づきまして、修正した評価書を説明させていただきます。

資料3-2の1,1-ジクロロエチレンの評価書を御覧ください。

まず、4ページを見ていただきまして、7行目ですが、「本評価以降、安全性が懸念される新たな知見の報告は認められていないことから、水道により供給される水の水質基準に係る化学物質としての1,1-ジクロロエチレンの食品健康影響評価においては、清涼飲料水に係る化学物質としてTDIの設定された1,1-ジクロロエチレンの食品健康影響評価の結果を適用できると考えられる」ということを記載しておりまして、6ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価」のところに書いていますように、清涼飲料水で答申したものと同一TDIとその設定根拠をここに記載しております。

また、6ページの上の表1ですが、これは、水道課から、今回新たに最新の検出事例をいただきました。これは47都道府県すべての水道水の検出状況を調べた結果、先ほど千葉座長からありましたように、基準値の0.1の10分の1の0.01を超えるものはないということでございます。

続きまして、資料3-3の1,2-ジクロロエチレンの評価書を御覧ください。

同じく4ページの8行目からですが、これも同様に安全性が懸念される新たな知見の報告が認められないということに記載し、清涼飲料水の結果を適用できるということにさせていただき、これについても、7ページですが、前回と同じTDIで返すという評価書としております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。前回同様というか、清涼飲料水のと時と同様のTDIで返した場合、それは前回答申後、特に安全性が懸念されるような新しい知見が報告されていないからということになります。

そうなりますと、先ほど説明がありましたように、1,1-ジクロロエチレンについては、管理項目の方へ落ちると思いますし、1,2-ジクロロエチレンとしては、シス体とトランス体を併せたもので規制するということになるかと思えます。

この評価書について、いかがでしょうか。

小泉先生、どうぞ。

○小泉委員 この両方ですが、表1がありまして、これは検出状況で年度を入れておいた方がよくないでしょうか。

それで、参照3を見ますと、2007年度水道統計になっていますが、調査月日はいつになるのでしょうか。

○佐藤座長 これは、事務局の方からわかりますか。

○小泉委員 調査は多分16年ぐらいかなと思うんですけども。

○平原評価専門官 確認して何年かということがわかるように記載します。

○佐藤座長 発表されたときと調査されたときは違うかもしれないから、それは事務局の方で調べた上で必要があれば追記していただくということでもよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

もし、御意見がなければ、この評価書を親委員会に報告するというにしたいと思います。

遠山先生、どうぞ。

○遠山専門委員 評価書には、これで全く異論はないのですが、諮問が、例えば資料3-1の最初のページですが、厚生労働大臣からのもので、水の水質基準を廃止することに関する諮問だということになってきているわけですが、私の理解では、評価書を出して、その後判断をするのは行政当局の方が判断をするのが筋ではないかと常々思っているんですが、その辺はどのように考えればよろしいのでしょうか。それともこの評価書を出すのは、水の水質基準を廃止することは問題がないという形でもって回答を出すのかという質問です。

○佐藤座長 それについては、私も実はそういう感じがしておったので、もし、時間があれば、話題にしたいと思っておりました。

評価書を返すというのは、多分専門調査会の役割みたいな部分があるんだと思うんですけども、食品安全委員会としては、どういう役割なのかというのは、ちょっと事務局の方から御説明をいただきますか。

○平原評価専門官 これについて諮問してきていますのが、水質基準から外していいのかということとは管理措置になると思うんです。

ですから、食品安全委員会として、管理措置について言っているのかということですが、今までそういうのはあまりしたことがなくて、あくまでもこちらは TDI がどうだということについて評価をして、そこから先の判断については、厚労省の方でという考えでいました。ただ、先生方の御意見を伺って、調査会として、やはりそこまで踏み込んだ、諮問に対応した答えが必要との意見がございましたらいただきたいと思います。

○佐藤座長 どうぞ。

○北條評価課長 資料3-1の諮問書でございますけれども、その文章を読んでいただくと、1ページ目のところに、「食品安全委員会基本法第24条第1項7号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます」ということでございまして、要するに、下記事項がまさに水質基準の廃止ということで、これが管理措置になります。

この意味するところは、そういう措置を取るということに関連する食品健康影響評価については、食品安全委員会の方で評価をする。こういう整理になるということでございまして、基本的には、こういう諮問形態で間違いはございませんし、食品安全委員会としては、水質基準の廃止ということについて、直接的にどうのこうのするという事ではない。こういう整理になると思います。

○佐藤座長 何だかよくわからない部分があるんですが、聞かれていることは、水質基準を廃止することの下記がどうかということですね。

○北條評価課長 そういうことではありません。それに関連してジクロロエチレンの食品健康影響評価について意見を求め、評価をしてくださいという依頼です。

○佐藤座長 そうすると、我々が清涼飲料水と一緒にだと返すことは、筋が通っているということなんですか。

遠山先生、いかがですか。

○遠山専門委員 大体わかりましたが、そうしますと、見上安全委員長から出されるときには、この耐容摂取量の数値だけを出して、別に水質基準を廃止する云々については特定せずに回答するという理解でよろしいでしょうか。

○北條評価課長 そのとおりです。

○遠山専門委員 わかりました。

○佐藤座長 何となくリスク管理の部分に入っているような気もしないでもなかったんですけども、今の課長の御説明で大体おわかりになったかと思えます。

こういう案件については、こういうやり方でいいのかなとも思います。あるいはもっと別なやり方もあるのかなとも思いますけれども、これは案件ごとにいろいろ事務局の方でもやり方を考えていただいて、食品安全基本法に則った形でやっていただければと思っております。

今回の処置については、これでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤座長 ありがとうございます。では、これで評価書を親委員会に報告して、親委員会の方で上手にやっていただけるということになりますので、事務局の方はその準備をよろしく願います。

事務局の方から更に何かございますか。

○平原評価専門官 この評価につきましては、パブリックコメントを通常でしたら行うということですが、省略ができるのではないかと考えております。

それは、既に意見募集を行って、委員会の評価を受けたもので、科学的知見及び TDI に変更がないものであるため、以下、意見・情報の募集を要しないものということに該当するのではないかと。

農薬とかでしたら、適用拡大ということで、このようなことも行っておりますので、それに該当するのではないかと思ひ、省略できるのかなと考えております。

ただ、最終的には委員会で確認したいと考えております。

○佐藤座長 ありがとうございます。ただいま内容的に一緒だからパブコメを省略できるのではないかと。そういう方法もあるんだということだったと思ひます。

これは、親委員会で決めていただくことにお任せしたいと思ひます。よろしゅうございますか。

○平原評価専門官 あと、今の評価のところ、これにつきましては今回こういう形でやりましたが、諮問事項であります、例えば厚生労働省から資料で、明らかな毒性知見がないということが明らかに示された場合には、例えば明らかに必要ではないというやり方も食品安全委員会にはありますので、今後、食品安全基本法に照らし合わせて検討していきたいと考えております。

○佐藤座長 あまり部会だの専門調査会だの手を煩わさないで済ませられるものは済ませていただければと思ひます。

特にこれ以上なければ、本日の審議はこれで終了したいと思ひます。次の予定があったので、若干急いでしまいまして申し訳ございませんでした。

次回の幹事会については、各部会でいろいろ審議は行われているわけですが、その状況を

見ながら事務局が日程調整するということでもよろしくお願いいたします。

それでは「食品安全委員会 化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（第3回）」をこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。